

産前産後休暇と育児休業及びその補充の手続

※ 教育長の権限の委任に関する規程 別表 (第三条関係) により「六、県費負担教職員のうち臨時的任用職員の任免に関すること」「八、県費負担教職員の育児休業の承認に関すること」は、教育振興事務所に委任されている。

